

比例大激戦 9条守れの1票 共産党へ

改憲問題が大争点に

しんぶん赤旗 2016年7月6日(水)

投票日まで4日となった参院選は、比例代表も選挙区も大激戦・大接戦のまま最終盤に入り、安保法制＝戦争法の廃止と憲法9条改悪が大争点に浮上。「憲法違反の安保法制＝戦争法を廃止し、憲法9条を守り抜く。この1票を日本共産党にこぞってお寄せください」(日本共産党・志位和夫委員長)との訴えに共感が広がっています。

4日放送のテレ朝系報道ステーションの世論調査で、参院選で重視する政策として「憲法改正」が前月から5ポイント上昇して13%に。「産経」5日付は「憲法改正」が9・3%にのぼり、「関心の高さをうかがわせた」としています。

日本共産党の小池晃書記局長と各党幹事長が出席した3日のフジ系「新報道2001」で経済評論家の荻原博子さんは、「(議論を)憲法のことになるとホントに争点になる。ところが自民党も公明党も争点にしないようにしている。一番興味のある争点なので、ここをわかるようにやっていただかないと」と述べました。

公示日直前の党首討論(6月21日)で志位氏が「9条には手をつけないといえるのか」と質問しても、安倍晋三首相は最後まで「手をつけない」といいませんでした。改憲の本丸が9条であることが浮き彫りになりました。

9条改憲が争点となる中、公明党の山口那津男代表は5日の演説(兵庫)で「改憲を争点にするのは無理がある」「9条改正の議論はすぐにするべきでない」と述べ、弁明を始めました。安倍首相は、街頭で憲法問題に口をつぐんだままです。

これに対し、志位氏は「安倍首相は憲法隠しでやり過ぎそうという作戦です。そうはいきません。安倍改憲の本丸は9条を壊すことです。自民党への1票は9条を壊す1票になってしまいます。この道は断じて許すわけにはまいりません」と訴えています。

このなかで、共産党支部・後援会の対話活動でも、公明党と一体の創価学会の人々から「今度は腹をくくる。共産党に入れるということや」という声が返ってきています。「息子は人を殺しに行くために自衛隊に入隊したのではない。今度の選挙では、子どものためにも共産党がしっかり頑張ってもらいたい」(東京都東村山市、自衛隊員の親)と保守の人たちから熱い期待が寄せられ、改憲許さないの願いを日本共産党に寄せる例があいついでいます。

これが自民改憲案だ

しんぶん赤旗 2016 年 6 月 25 日(土)

安倍首相は、「自民党は、改憲案をお示ししている」と繰り返しのべています。

明文改憲が大争点となるもと、自民党改憲案の中身が審判の対象です。日本国憲法の平和主義を全面破壊し、個人の尊厳を中核とする立憲主義を根底から破壊する、恐るべき内容です。

無条件の武力行使可能 9条2項削除・国防軍創設

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

自民党改憲案は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とした9条2項を削除し、「国防軍」を創設するとしています。その狙いは「自衛隊の追認」にとどまりません。

これまで海外での武力行使の歯止めとなってきた9条2項を削除することで、海外での武力行使を無条件に可能にするものです。戦争法で「限定的集団的自衛権」を可能としただけでなく、文字通り無限定の集団的自衛権行使を可能にするものです。

自民党改憲案の新9条2項では「前項（戦争放棄）の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定。「自民党改憲案Q&A」は、政府が集団的自衛権の行使を禁ずる理由を「9条1項・2項の全体」の解釈によるとしていることから、戦力不保持規定を削除したうえ「新2項」を設け「自衛権の行使に何らの制約もないように規定」したという念の入れようです。

「専守防衛」の自衛隊“追認”どころか、無条件の海外での武力行使を可能とする。ここに自民党改憲案の最大の狙いがあります。

国会無視して強権発動

自民党改憲案では「緊急事態」における首相の内閣への権限集中の仕組みを新たに設けようとしています。

その「緊急事態」の第一に「外部からの武力攻撃」が明記され、有事対応が予定されま

す。「緊急事態」宣言のもとでは、法律に基づいて「内閣は法律と同一の効力を有する政令（緊急政令）を制定する」ことができます。これにより、国会審議を抜きに、内閣が人権制約をはじめ「立法権」を行使できます。政令の管轄事項に制限はなく「何でもできる」こととなります。三権分立や国会中心主義などの原則が停止し、首相と内閣に権限が集中します。

さらに国民保護のための国等の指示に国民は「従わなければならない」と、服従義務が規定されます。緊急政令では、罰則制定も排除されません。国会では政府を批判する議論がされていても、「緊急事態」を首相が宣言すれば、政府が独断で強権措置を発動できるのです。

戦前の大日本帝国憲法下では、天皇の緊急勅令をはじめ「緊急事態条項」が猛威をふるい、天皇制政府が議会を飛び越え、国民の運動を弾圧して戦争政策を押しすすめました。その反省に立って日本国憲法は緊急事態条項を設けていません。

公益優先で人権を縛る

人権制約

（人としての尊重等）

第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

（表現の自由）

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

日本国憲法13条は、「公共の福祉」による人権制約を認めます。「公共の福祉」とは、全ての人に保障される人権相互の衝突を調整する原理と理解されてきました。

ところが自民党改憲案は、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に書き換えています。さらに「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」（12条）として、公の秩序優先で人権制約することを明確にしました。

「自民党改憲案Q&A」は、「公共の福祉」を「公の秩序」に変えた理由を「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした」と告白しています。他者の人権との調整を超えた「公の秩序」優先で、人権の大幅な制約がまかり通ることになります。秩序の中身は権力者の恣意(しい)的判断で決まる恐れもあります。

人権保障のために憲法が権力を制限するという立憲主義が壊され、国家優先で人権を縛る憲法に転換するのです。

立憲主義 根本から否定

日本国憲法 97条 削除

(削除)

97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

自民党改憲案は13条の「個人の尊重」の「個人」から「個」の一文字を消し、「個人」という憲法の根本概念を消し去っています。さらに、憲法が最高法規であることの実質的根拠とされる「人権の永久不可侵性」(97条)は全面削除されています。

人が人である以上当然に認められる権利として、人権の保障を受けるという「天賦人権思想」について、「自民党改憲案Q&A」は「(そのような)規定振りを全面的に見直した」としています。

このように、日本国憲法と近代立憲主義の核心にある「個人の尊厳」を最高価値とする理念を否定しています。「公益」優先で人権を制約し、権力を縛る憲法から国民と人権を縛り付ける憲法へと逆転しています。「憲法が憲法でなくなる」もので、まともな改憲案とはいえないものです。

問われるのは違憲の戦争法

首相のすりかえ通用しない

論点 2016 参院選

しんぶん赤旗 2016年6月30日(木)

参院選中盤に差し掛かるなか、安倍晋三首相と自民・公明の両党は、安保法制＝戦争法という最大の争点から逃げる姿勢を強めています。安倍首相は、戦争法についてまともに説明せず、「共産党と共闘する民進党候補への1票は、自衛隊解散の道への1票だ」などと野党共闘を攻撃し、「自衛隊の存在を認めるか」に論点をすりかえる演説を繰り返しています。

いま問われているのは、そんなことではありません。

安倍政権は、「憲法9条のもとで、自衛隊は集団的自衛権の行使はできない」という戦後60年余にわたる政府の憲法解釈を、一内閣の勝手な判断で百八十度変更し、自衛隊を海外で米国の戦争に全面的に協力する軍隊へとつくり変える戦争法（安保法制）を強行しました（昨年9月19日）。問われているのは、憲法違反の戦争法をこのままにしているのかということなのです。

家族の不安軽視

1954年の自衛隊創設後も、一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出してこなかった戦後日本の平和の歩みのもと、自衛隊の存在を支持する保守派の人々も、自衛隊の海外派兵に反対してきました。「戦争法」は「専守防衛」＝「守りに徹する」という自衛隊のあり方を根底から破壊するものです。

日本の防衛のために「危険を顧みず」と服務宣誓する自衛官を、災害救援・復旧で汗を流してきた自衛官を、日本の防衛と関係のない海外での戦闘に駆り立てていいのか。元自衛隊関係者からは「自衛官の人格権を無視するもの」(元空将補の坂本龍虹さん)など、怒りの声があがっています。自衛官の命、家族の不安を、羽毛のように軽ろんじているのは安倍首相ではないのか。

異常な無法状態

戦争法の強行は、国会の多数決でも憲法に反することは決められないという、立憲主義の原理を乱暴に踏みにじりました。日本の政治に広がろうとする異常な無法状態を一刻も放置できません。

日本共産党、民進党、社民党、生活の党の野党4党は、「戦争法廃止・立憲主義回復」「野党は共闘」と求める市民の声に押され、その大義を掲げ歴史的な共闘選挙に踏みだしました。

安倍首相は戦争法案審議中の昨年6月26日、「戦争法は憲法違反」という広範な国民の批判を受け、「われわれは次の選挙において国民の信任、判断を仰ぐことになる」と述べていました。自分の発言からさえ逃げ、争点回避する無責任きわまりない姿は、政治を担う資格を問われるものです。

(中祖寅一)